

大村市不妊治療助成事業Q&A

R7.8月作成

	質問項目	回答
1	「令和7年4月1日以降の治療を対象」とあるが、令和7年4月1日以前に治療を開始した場合、4月1日以降の治療分は対象となるのか？	治療開始日が令和7年4月1日以前のため、対象となりません。
2	治療開始日は何で確認するのか？	一般不妊治療と生殖補助医療に関しては、様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の【治療期間】で確認します。 先進医療は「長崎県不妊治療費助成事業受診等証明書」に記載された「治療期間」で確認します。 (基本、治療開始日は治療計画を作成した日とします。)
3	年度をまたいで治療を実施した場合、いつ申請したらいいのか？	一般不妊治療と生殖補助医療に関しては、「治療終了後に申請」としているため、治療期間終了日の年度で申請してください。 (例：R8.3.1～R8.4.30まで生殖補助医療実施。 →R8年度分で申請) 先進医療に関しては、長崎県に申請後「長崎県不妊治療費助成事業承認決定通知書」が届くと思いますので、その通知書の日付が属する年度で申請してください。 (通知書日付がR8.3.31→R7年度分で申請、 通知書日付がR8.4.1→R8年度分で申請)
4	胚移植が体調不良等で中止となった場合、助成の対象となるのか？	申請に必要な様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の記載があれば申請できます。
5	様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」の作成に文書代がかかるが、助成の対象となるのか？	文書代は助成対象外 です。 様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」は医療機関に作成依頼をしていただきますが、必ず文書代がかかりますので、ご了承ください。
6	夫の治療費も対象となるのか？	夫の不妊治療にかかる検査も対象となります。ただし、様式第2号「大村市不妊治療費助成金受診等証明書」は夫と妻それぞれで記載いただく必要があります。